



平成 27 年 7 月 28 日
自 動 車 局

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定について

標記につきまして、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第 3 条に基づき、下記の地域を 8 月 1 日（土）付けで特定地域として指定しますので、お知らせいたします。

記

1. 指定する地域

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 5 条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京浜交通圏」、北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」、「長野交通圏」、「金沢交通圏」、中国運輸局長が定める営業区域の「倉敷交通圏」、九州運輸局長が定める営業区域の「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、「宮崎交通圏」及び「鹿児島市」

2. 指定する期間

平成 27 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日まで
（平成 27 年 7 月 31 日の官報告示による）

【お問い合わせ先】

自動車局旅客課長補佐 古曳

タクシー事業活性化調整官 佐々木

TEL : 03-5253-8111（内線 41242）

03-5253-8569（直通）

FAX : 03-5253-1636